

○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓三 （略）</p> <p>四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。</p> <p>（衛生委員会）            第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。</p> <p>一 産業医</p> <p>二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの</p> <p>4 （略）</p> <p>（安全衛生委員会）            第十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。</p> <p>一 産業医</p> <p>二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの</p>	<p>（定義）            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（衛生委員会）            第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業者は、産業医を衛生委員会の委員として指名することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（安全衛生委員会）            第十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業者は、産業医を安全衛生委員会の委員として指名することができる。</p>

境測定士であるもの

4 (略)

(作業環境測定)

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に關し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

(国の援助)

第七十一条 国は、第六十五条の作業環境測定又は第六十六条及び第六十七条の健康診断の適切な実施を図るため、当該作業環境測定又は健康診断の水準を向上させるための必要な資料の提供、中小企業における当該健康診断の実施を促進させるための施策の充実その他必要な援助に努めるものとする。

(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要がある

4 (略)

(作業環境の測定)

第六十五条 事業者は、有害な業務を行なう屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、空気環境その他の作業環境について必要な測定をし、及びその結果を記録しておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(国の援助)

第七十一条 国は、第六十六条及び第六十七条の健康診断の適切な実施を図るため、当該健康診断の水準を向上させるための必要な資料の提供、中小企業における当該健康診断の実施を促進させるための施策の充実その他必要な援助に努めるものとする。

(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要がある

ると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 5 4 (略)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、労働衛生専門官について準用する。この場合において、同項中「第三十七条第一項の許可」とあるのは「第五十六条第一項の許可、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項に関する事務」と、「安全に係るもの」とあるのは「衛生に係るもの」と、「労働者の危険」とあるのは「労働者の健康障害」と読み替えるものとする。

4 (略)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 (略)

(労働衛生指導医)

第九十五条 (略)

2 労働衛生指導医は、第六十五条第五項又は第六十六条第四項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

ると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 5 4 (略)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、労働衛生専門官について準用する。この場合において、同項中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、「安全に係るもの」とあるのは「衛生に係るもの」と、「労働者の危険」とあるのは「労働者の健康障害」と読み替えるものとする。

4 (略)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 (略)

(労働衛生指導医)

第九十五条 (略)

2 労働衛生指導医は、第六十六条第四項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3・4 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第四項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十八条、第六十九条、第八十九条第五項、第九十七条第二項又は第百四条の規定に違反した者

二(四) (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十一条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者
- 三 (略)
- 四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五・六 (略)

3・4 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第四項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第八十九条第五項、第九十七条第二項又は第百四条の規定に違反した者

二(四) (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十一条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者
- 三 (略)
- 四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五・六 (略)